

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1)円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区内市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていないが、洪水予報河川のうち芝川・新芝川の浸水予想区域に含まれている。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。		・首長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組の具			・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を首長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)		
		H30年度			・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R1年度			・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築済であるが、本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都が発信する防災情報は防災担当部署がFAX及びメールで受信している。		・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムをとし、水位計や雨量計の情報を区市町村に提供している。(建設局) ・区市町村防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の取組の具			・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。		・対象区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
		H30年度			・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。		・対象区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)
		R1年度			・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。		・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸については、指定後に、対象区と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(港湾局、建設局)
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとしている。	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川がないためタイムライン作成の予定はないが、その必要性について検討する。	タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・中川のタイムライン作成を検討している。 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・内水氾濫を対象としたタイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫危険情報の位置づけについて、情報提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」のふり返しを行い、外水氾濫を対象としたタイムラインの実効性を高めることから取組んでいく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法を解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。	・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		H30年度	・隅田川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。	タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」について検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図っている。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」について検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜調査を行っている。 ・江東区洪水・高潮浸水ハザードマップ作成検討委員会に委員として参画し、ハザードマップ作成への助言を行った。	・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
		R1年度	・隅田川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。	タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を検討している。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」について検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜調査を行っている。 ・江東区洪水・高潮浸水ハザードマップ作成検討委員会に委員として参画し、ハザードマップ作成への助言を行った。	・「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を作成・配布した。引き続き、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・国が主催するタイムライン作成に関する講習会や各区市町村の取組状況に関する情報共有を図り、区市町村の取組を支援した。(建設局、総務局、港湾局)		
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとしている。	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川がないためタイムライン作成の予定はないが、その必要性について検討する。	タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報発信が住民に確実に伝わっていない。 ・情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東京葛飾、NHK総合テレビのデータ放送で行っている。	・防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、FMなどがわ、えどがわメールニュース、江戸川区公式ツイッター、江戸川区公式フェイスブック、ケーブルテレビ、区公式HP等、伝達手段の多様化を図っている。 ・防災行政無線の放送は気象条件や周辺環境に影響されやすいため、地域によって聞き取りにくい場合がある。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。		・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時の情報収集に課題がある。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進める必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引き続き、ハザードマップにより浸水予想を周知する。 ・強い雨風により防災行政無線が聞こえづらい状況でも、確実に住民に情報を伝える手段について検討した。	・各種媒体を活用し、防災行政無線子局の整備、登録制メールの登録拡大を行うだけでなく、情報の確実な伝達について検討していく。 ・防災行政無線のデジタル化を進める。	・情報収集方法について、出前講座や広報誌等で周知を図っていく。 ・より多くの聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数を増やせるように取り組む。	・河川情報の確認方法や提供元についてはハザードマップや「らしの便利帳」に掲載しているため、水害時に活用してもらえるよう区民に周知していく。 ・防災行政無線のデジタル化を進め、難聴地域を減らしていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。	・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めるとともに、区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援を行っていく必要がある。(港湾局、建設局)		
		H30年度	・想定最大規模の降雨による荒川流域の浸水想定区域等が公表されたことに伴い、ハザードマップを改定し、国及び都管理の雨量・水位観測所の情報(ホームページのURL)や情報伝達経路の略図、水害時避難場所などを新たに掲載した。 ・引き続き、防災行政無線のデジタル化を進めた。	・指定河川の洪水情報について、江東区防災関連情報ツイッターでも、自動配信を行い、情報配信の迅速化を図った。同様に、こうとう安全安心メールと江東区防災関連情報ツイッターとの自動連携を行い、情報配信作業の簡略化を図った。	・情報収集方法について、出前講座や広報誌等で周知を図っていく。 ・より多くの聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数を増やせるように取り組む。	・河川情報の確認方法や提供元についてハザードマップや「らしの便利帳」に掲載し、水害時に活用してもらえるよう区民に周知している。 ・防災行政無線のデジタル化を進めている。	・都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施	・「東京都水防総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4カ国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地周辺の水防防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)		
		R1年度	・引き続き、防災行政無線のデジタル化を進めた。	・引き続き、指定河川の洪水情報について、江東区防災関連情報ツイッターでも、自動配信を行い、情報配信の迅速化を図った。同様に、こうとう安全安心メールと江東区防災関連情報ツイッターとの自動連携を行い、情報配信作業の簡略化を図った。	・情報収集方法について、新しく作成した水害ハザードマップで整理をした。 ・聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数増に取り組んだ。	・河川情報の確認方法や提供元について江戸川区ホームページや江戸川区水害ハザードマップに掲載し、水害時に活用してもらえるよう区民に周知している。 ・防災行政無線のデジタル化を進めている。	・都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施	・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めた。(港湾局、建設局)		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報の整理を行う。	現状と課題 ・警戒レベルを用いた避難情報を発令している。 ・警戒レベルがまだ住民に浸透していない。	避難勧告等の発表を行うタイミングについて、近隣各区との密な調整を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。		・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しが必要。(建設局)	【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、警戒レベルを用いた避難情報を発令するとともに、警戒レベルも含めた避難情報の意味について啓発を行っている。	気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。		・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(建設局) ・高潮氾濫危険情報を発表する際には、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(港湾局、建設局)	
		R1年度							・土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルを記載して発表するよう改善を行った。 ・気象庁ホームページの防災気象情報の凡例や解説に、警戒レベルに係る記述を追加した。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行ったほか、区市町村広報誌に警戒レベルの説明を掲載する等の周知活動に適宜協力した。	
⑤防災施設の機能共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題 ・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。						・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)								
		R1年度							・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)	
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題 ・ハザードマップで内水氾濫時の水害時避難場所を公表している。 ・外水氾濫が想定されるときは、浸水区域外への広域避難を原則とする。 ・広域避難が難しい場合は、区内の水害時避難場所等へ避難する。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。	・内水氾濫について垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。 ・浸水域外への広域避難を原則とする。 ・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内:大島小松川公園、葛西南部地区、区外:国府台) ・自区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体で作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、ハザードマップで水害時避難場所を周知する。 ・引き続き、江東5区広域避難推進協議会において、広域避難の実現に向けて検討を行っていく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。				・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、自治体で作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)	
		H30年度	・江東5区で検討した江東5区大規模水害広域避難計画、江東5区大規模水害ハザードマップ等を公表し、広域避難の必要性について周知した。	・内水氾濫について垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局、港湾局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)	
		R1年度	・引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。	・内水氾濫について垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。			・内閣府と共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を開催し、広域避難に係る役割分担と連携のあり方をとりまとめた。(総務局) ・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大塚川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	<p>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p>	<p>・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川の浸水想定区域内において、避難確保計画の作成について確認が必要な状況である。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することにより時間を要する。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設が整理されていない。</p> <p>・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</p> <p>・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</p> <p>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p> <p>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)</p>	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化局
		<p>・避難確保計画の作成が必要な要配慮施設について、その作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意するべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。</p> <p>・避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた説明会を実施する。</p>	<p>・要配慮者利用施設を整理して地域防災計画に定める。</p> <p>・避難確保計画の作成にあたり、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が参考にできるひな形を作成する。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行っていく。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・引続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</p> <p>・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</p> <p>・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</p> <p>・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局)</p>	
		<p>・介護事業者が集まる会合にて、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について説明した。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設(1038施設)に対して、避難確保計画の作成に向け説明会を実施した。主管課別に説明会を実施し、作成率100%に向け主管課とも連携し対応している。参考にできるひな形等については、江戸川区ホームページにも掲載している。</p> <p>・情報伝達訓練に関しては、検討中である。</p>			<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・水防上上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p>	
<p>・地域防災計画に定める要配慮者利用施設について、今後どのような施設を含めるかを検討した。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>				<p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園地、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・対象となる都立学校計6校において、水害を想定した避難訓練を実施するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・水防上上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p>			
平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	<p>・想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図を公表し、共有する。</p>	<p>現状と課題</p>						<p>・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		<p>今後の具体的な取</p>						<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p>	
		<p>H30年度</p>						<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	
<p>R1年度</p>							<p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園地、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</p> <p>・浸水ナビ実装に向けて、改定したデータを順次圏に提出した。(建設局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題 ・区内の都管理河川においては洪水による浸水予想区域外である。 ・内水による浸水予想区域図は、荒川の浸水想定区域図とあわせてハザードマップを作成している。 ・作成時の全戸配付、区役所及び出張所窓口での随時配布、区ホームページでの公表により周知している。 ・ハザードマップ(荒川浸水想定区域図、隅田川及び新河岸川浸水予想区域図、江東内部河川浸水予想区域図)の主な掲載項目は次のとおり(避難施設、洪水予報等の伝達方法、避難勧告に関すること、水害に備えた心構え、水害時危険箇所等)	・江東内部河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より)なお、大雨浸水ハザードマップについては、インターネットでの公開、窓口での配布、防災講話等により住民への周知を図っている。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・輸入者に配布している。 ・作成時には、全戸配布をした。 ・出前講座や防災訓練時に配布している。	・ハザードマップはHPで公開しており周知を図っている。 ・洪水や高潮の浸水想定区域図の公表に伴い、内水も含めた水害ハザードマップを見直すこととしている。 ・住民が理解しやすく、確実な避難へつながる表現方法を検討する必要がある。				・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局、下水道局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・簡潔で分かりやすい内容であり、住民の避難行動を促すハザードマップを作成する。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・想定最大規模の降雨による荒川流域の浸水想定区域等が公表されたことに伴い、ハザードマップを改定し、区内全戸に配付した。 ・江東区大規模水害ハザードマップに、高潮の浸水想定区域図を掲載した。	・江東内部河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より)なお、大雨浸水ハザードマップについては、インターネットでの公開、窓口での配布、防災講話等を行うと共に、区報等により住民への周知を図っている。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・ハザードマップの更新に際しては、他自治体の事例や区民の意見を踏まえ、分かりやすいハザードマップへ改良した。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・地域の防災訓練や防災講話の際に、ハザードマップを用いて、水害のリスクや避難について啓発した。	・江東内部河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より)なお、大雨浸水ハザードマップについては、インターネットでの公開、窓口での配布、防災講話等により住民への周知を図っている。 ・高潮浸水想定区域図に基づき、江東区高潮浸水ハザードマップを新規作成した。	・ハザードマップを分かりやすく刷新して、全戸配布をした。	・R1年度5/20に全戸配布を行い、6月上旬に事務所単位で説明会を行い、現在も町会、自治会単位で説明会を実施している。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園地、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組み事例を参考に必要性等を検討している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。				・国からの情報を区市町村へ提供し、支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に必要性等を検討していく。	・ハザードマップ等により、本区の地理的特性を普及啓発する。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設や電柱を中心に看板を設置を検討していく。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)		
		H30年度	・「まるごとまちごとハザードマップ」に類似した取組みとして、荒川氾濫時における想定浸水深について、民間事業者等と連携し、電柱への設置を検討した。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。	・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設や電柱を中心に看板を設置している。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組を支援していく。(建設局)	
		R1年度	・「まるごとまちごとハザードマップ」に類似した取組みとして、電柱に共架する広告に、荒川氾濫時における想定浸水深等が掲載できるよう、民間事業者と協定を締結し、掲載者の募集を開始した。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。 ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討した。	・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・電柱・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組を支援していく。(建設局)	
⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題 ・窓口及び電話対応で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページや窓口で公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・区ホームページでの浸水実績の公表を検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		H30年度	・窓口及び電話で浸水実績を公表した。	・ホームページや窓口で公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 ・過去の水害の記録や歴史の展示会の開催	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。			・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R1年度	・窓口及び電話で浸水実績を公表した。	・ホームページや窓口で公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。			・ホームページで浸水実績については公表しており、引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。	現状と課題	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、東京都マイタイムラインの冊子を窓口にて配布している。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・水害ハザードマップ説明会を継続して実施し、多くの方に周知していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
	今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・ハザードマップに同相した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように説明会を通して促していく。			・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。(総務局)	
	R1年度							・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京都防災アプリに、水害リスクを確認できる「水害リスクマップ」機能を追加した(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
⑫自助・共助の仕組みの強化	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿を作成している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を区地域防災計画に位置付け、すでに作成を完了している。 ・名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局
	今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・広くハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めていく。 ・要配慮者利用施設からの依頼に基づき、江戸川区水害ハザードマップの説明会を随時実施して、水害リスクの周知を行う。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
	R1年度							・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・「墨田区防災士育成事業」を実施し、防災士資格の取得支援を行っている。	・水害のワーキングや講演などで周知している。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・町会、自治会へハザードマップ説明会を実施し江戸川区の水害リスクを周知している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
	今後の具体的な取組	・防災士資格取得者による協議会(墨田区防災士ネットワーク協議会)にて、水害対策の見識を深める取組を行い、地域の防災訓練等へ派遣する。	・個々について取り組んでいる。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行く。			・地域防災力の向上のための人材育成や専門家リストの作成に向けて検討を進める。(総務局、建設局)	
	R1年度								
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、関係機関が連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区内の一部の町会で地震を想定した住民の避難訓練を実施している。		区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。	・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加できる訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。		・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
	H30年度	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
	R1年度	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	・令和元年9月1日東京都・多摩市合同、9月29日葛飾区、10月6日清瀬市の総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。		・多摩市と合同訓練、島しょ部の各町村と同時同日上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局)	
⑭防災教育の充実	現状と課題	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習の中で風水害に係る防災教育を実施している。		・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。	・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) ・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
	今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の充実を検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・小中学校の総合学習の中で防災教育を継続していく。		・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。	・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っている。(教育庁)	
	H30年度	・中学生向けの防災啓発冊子を改定し、配布した。 ・平成30年6月14日に開催された高国ポンプ所施設見学会(都下水道局主催)に参加し、小学生にハザードマップの概要を説明した。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・大規模水害についての防災学習を実施するため、学習内容の調整及びモデル校を選定している。	・ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守ろう！」を作成し、都内の小中高校へ配布 ・都内全小中学校に配布された「東京マイ・タイムライン」について、策定段階の協力・助言を行った。		・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
	R1年度	・小中学校にて、東京マイタイムラインを配布した。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・大規模水害についてを防災学習にて実施するため、モデル校(小学校4年生)にて実施中。	・東京都の教職員専門性向上研修に参加し、小・中・高・特別支援学校の教員に対して気象庁ワークショップを実施した。 ・北区神谷中学校での防災教育(体験型講座)にブースを出展した。		・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施した(総務局) ・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑬水位計、河川監視用カメラ等の整備	<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> <p>・東京都が隅田水門に水位計を設置しているため、これらの水位を必要に応じて確認している。</p> <p>・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。</p> <p>・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。</p>	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局)	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局</p>	
		今後の具体的な取組	・引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの設置について検討していく。				・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局)
		H30年度	・特になし	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの設置について引き続き検討していく。				・2018年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局)
		R1年度	・特になし	・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・東京都より提供される【水位計・河川監視用カメラ】データを活かすよう検討する。				・現地確認の結果、ダム放流警報等の耐水化について現時点で必要なことを確認した。(水道局、交通局)

2) 的確な水防活動のための取組  
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑭水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<p>・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。</p> <p>・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</p>	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局)	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p>	
		今後の具体的な取組	・引き続き、出水期前に建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。				・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局)
		H30年度	・平成30年6月26日に実施された共同点検に参加し、水防上注意を要する箇所を確認した。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)
		R1年度	・令和元年6月13日に実施された共同点検に参加し、水防上注意を要する箇所を確認した。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)
⑮水防訓練の充実	<p>・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。</p>	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・消防団及び各水防関係機関の連携を強化し、水防態勢の万全を図る目的で水防訓練を実施している。	関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局)	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、総務局</p>
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と連携した水防訓練を実施していく	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年継続して水防訓練を実施していく。	実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局)		
		H30年度	・平成30年6月30日に、東京消防庁第七消防方面本部と合同で水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局)		
		R1年度	・令和元年6月29日に、本所消防署及び向島消防署と合同で水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	令和元年5月25日東京消防庁・板橋区合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局)		
⑯水防に関する広報の充実	<p>・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。</p>	現状と課題	・毎年出水期前に区報で水害対策啓発の記事を掲載している。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・あらゆる機会を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。		・ホームページや各種広報媒体等を通じる広報等を展開していく。(建設局、総務局)	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局</p>	
		体系的な取組	・引き続き、区報等を通じて啓発活動を実施していく。	・引き続き、消防団の活動を支援し、ホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じる広報等を展開していく。(建設局、総務局)		
		H30年度	・区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行った。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じる広報等を展開していく。(建設局、総務局)		
		R1年度	・区ホームページや区報等を通じて、消防団員の募集を行った。また区報にて、水害への備えを周知した。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・区役所本庁舎、多目的スペースに消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じる広報等を展開していく。(建設局、総務局)		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	現状と課題	・区の防災体制をより確かなものとするため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化している。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・引き続き、水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・防災訓練や水防訓練等を通じ、消防団間の連携や協力体制について確認した。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・防災訓練や水防訓練等を通じ、消防団間の連携や協力体制について確認した。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認している。 ・洪水時の情報は、FAXや無線等を活用して伝達している。	・災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置づける必要がある。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・内水も含めた浸水想定区域内の医療施設について、要配慮者利用施設として地域防災計画への位置付けを検討している。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		H30年度	・災害拠点病院等の施設に設置して区防災行政無線を使用して、定期的に通信訓練を実施した。	・災害拠点病院等の施設を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置づける必要がある。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・災害拠点病院等の施設に設置して区防災行政無線を使用して、定期的に通信訓練を実施した。	・災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置づける必要がある。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・災害拠点病院等に対しては、想定最大規模の浸水の深さを伝え、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を再確認する機会を設けた。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大業川及び三沢川流域」「江東内河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑪洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・水害時には地下駐車場の出入口及び区役所庁舎1階の出入口に、止水板(防潮板)を設置することとしている。	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止すること	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局	
		今後の具体的な取組	・区役所庁舎の地下にある自家発電機の水害時における対応について検討する。	・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・引き続き、小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討していく。		・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)		
		H30年度	・特になし	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R1年度	・地下駐車場の出入口に加えて、区役所庁舎1階の出入口に止水板(防潮板)を設置した。	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応をしている。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大業川及び三沢川流域」「江東内河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、水害リスクについて周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・必要のある自治体庁舎に対し、非常用発電機を導入した(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組  
氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑫排水施設、排水資機材の運用方法及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。	現状と課題	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		H30年度	・排水ポンプ等を稼働させるための発電機を4台配備した。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			・引き続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R1年度	・排水ポンプ等を稼働させるための発電機を3台配備した。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			・東京都コンクリート匠送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
4)その他の取組 その他の事項										
⑬堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施	現状と課題	・年に一度の護岸点検や、地震時の護岸点検等により、河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・水門について適切な維持管理を実施している。		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組の具体的なH30年度	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R1年度	・年に一度の護岸点検等により、適切に維持管理を実施した。	・点検やパトロール等を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に水門について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、耐震化を進めている。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
⑭樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題						・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の取組の具体的なH30年度						・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)		
		R1年度						・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)		
									・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等を関係機関と共有していく。(下水道局)	
⑮水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題						・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)	【東京都】 建設局	
		今後の取組の具体的なH30年度						・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
		R1年度						・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
⑯適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題						・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報に係る施策の最新情報の共有する。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局	
		今後の取組の具体的なR1年度						・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報に係る施策の最新情報の共有した。(住宅政策本部、建設局)		
⑰災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局	
		今後の取組の具体的なH30年度	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の人手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		R1年度	・国、東京都が実施している研修等に参加し、職場内で情報共有を図った。 ・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
			・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で情報共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・令和元年4月18日に、区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・各地区の水防連絡会で講演を行い、危険度分布の利活用等について解説した。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
⑱災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はないが、DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法等を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		真今取組の具体的なH30年度	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)		
		R1年度	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。		・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)		
			・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 ・本部開設訓練時「東京都消防庁延焼シミュレーション」の使用方法について情報共有した。		・引き続き、DISについて利用方法等を講習会等において支援していく。(総務局)		
⑲地方自治法第245条の4第1項に基づき技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の取組の具体的なH30年度						・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		R1年度						・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。		
								・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。		